

北海道告示第10492号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和4年4月1日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その2)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 スマート農業導入支援事業</p> <p>低コストなスマート農業の導入を推進し、農業の生産性向上を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>コンソーシアム 農業者等 市町村</p>	<p>コンソーシアム（一括発注タイプに限る。）及び農業者等がスマート農業導入支援事業を行う場合又は市町村がスマート農業導入支援事業を行うコンソーシアム及び農業者等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費</p>		<p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第213号様式 別に指示する様式</p>	<p>農政第29号様式 農政第31号様式 農政第213号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
(1)一括発注タイプ								
<p>ア 一括発注タイプ</p>			<p>2分の1以内 ただし、RTK基地局と一体的に整備若しくは実需者との契約に基づき加工・業務用野菜、水田からの転換果樹の生産に取り組み、機械を導入する場合にあっては3分の2以内 (受益者1者当たり300万円を補助額上限とする。ただし、補助率2分の1以内の場合は1農業者等当たり最大1,000万円、補助率3分の2以内の場合は1農業者等当たり最大1,500万円とする。)</p>					

イ 技術カスタマイズ支援 タイプ			定額 (アに対する1農業者当たり補助額の最大額を補助額上限とする。)				
(2) 共同利用タイプ			2分の1以内 (100万円を補助額上限とする。)				
2 道産畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業 道内畜産物の輸出拡大に向けて、畜産物の生産者等、食肉処理施設等、輸出事業者の3者を構成員とする「畜産物輸出コンソーシアム」の設立・運営等の取組を支援するため、予算の範囲内で補助する。	畜産物の生産者等、食肉処理施設等（食肉処理施設、食鳥処理施設、鶏卵処理施設又は乳業者）、輸出事業者の3者を構成員とするコンソーシアムであり、畜産5品目（牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵及び牛乳乳製品）のいずれかを対象として輸出促進に取り組むもの	補助対象者が次に掲げる道産畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業を行う場合の経費 (1) 畜産物輸出コンソーシアムの設立・運営支援 (2) 動物福祉対応及び血斑発生低減に向けた試験的取組 (3) 鶏肉のサルモネラ菌低減に向けた取組支援 (4) 新たな畜産物輸出コンソーシアムの設立に向けた産地育成支援 (5) 畜産物の流通・品質保持に係る調査・試験・実証等支援	(1) 定額 牛肉：20,000千円/コンソーシアム 牛肉以外：10,000千円/コンソーシアム ただし、(4)の事業に取り組む事業実施主体が事業実施年度中にコンソーシアムを構築し(1)の事業に取り組む場合は(1)の事業の補助上限額から(4)の事業の補助金額を除いた額を上限とする。また、やむを得ない事情があり、これを越えて施行する必要があると特に認める場合は、別途協議の上、追加交付できるものとする。 (2) 定額 ただし、令和3年1月28日以降の牛（ホルスタイン種の雌を除く。）のと畜頭数に応じて5,200円/頭であり、当該食肉処理施設における令和2年度のと畜頭数を上限とする。 (3) 定額	農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 別に指示する様式	農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部 生産振興局畜産振興課	

(4) 定額
牛肉：10,000千
円/コンソーシア
ム

牛肉以外：
5,000千円/コン
ソーシアム

ただし、やむを
得ない事情があ
り、これを越えて
施行する必要がある
と特に認める場
合は、別途協議の
上、追加で交付で
きるものとする。

ただし、5,000
千円/コンソーシ
アム（牛肉の場合
は10,000千円/コ
ンソーシアム）を
上限とする。

(5) 定額